

令和04年8月22日

葉山町議会 待寺真司議長 殿

陳情 「葉山町議会基本条例」の改正を求める

陳情趣旨

町の重要施策は、予算だけでなく施策そのものを議会で議論審議できるよう議会の議決事件として定めることが出来るよう葉山町議会基本条例の改正を求める。

地方自治法第96条2項では、普通地方公共団体に関する事件は条例で議会の議決すべきものに定めることが出来るとしているが、葉山町議会基本条例第12条で、基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することに限定している。

市政重要政策を議決事件にしている具体的な実例が、最近市長失職で話題になった東京都あきる野市で、議会基本条例第14条で、“市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることが出来る”としている。

陳情理由

昨今、町の行政重要施策を客観的に見ていると、施策決定プロセスの不備や施策のコンセプト、目的があいまいで先行き不透明な施策が目につく。

具体的には学校給食センター整備事業、クリーンセンター再整備事業がそれにあたる。

学校給食センター整備事業は想定内と言うか案の定というか暗礁に乗り上げ事業中断、クリーンセンター再整備事業は今年から3年間の事業だがこちらも不透明、不確定な部分が多く、先行き町のごみ処理が住民にとってプラスに働き処理コストも下がるのか不安。

現状の葉山町議会の議決権は、地方自治法第96条第1項に基づく事案(例;予算、決算、条例制定改廃等)、条例で定めた第5号の契約、第11号の公共施設の廃止及び独占的使用等、および議会基本条例第12条で定めている“基本構想



及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関すること”である。

予算については他の施策との抱き合わせが多いため、仮に一部の施策そのものに疑義があつて否決することが難しければ、疑義の部分は修正案を出すことも出来るがそれも難しい。

町の重要施策については、議会も責任の一端を担うべきであり施策そのものの議決権を持ち、審議検討することが望ましい。

<参考 データ>

葉山町および他自治体の議決案件に関する議会基本条例 例

◇葉山町

(議会の議決事件)

第 12 条 地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事件は、基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することとする。

＊ ＊ 関連条例 ＊ ＊

葉山町総合計画策定条例

第 6 条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

<解説>

葉山町の場合は、議会基本条例と総合計画策定条例に不一致が見られる、どちらの条項が優先されるかは不明。

◇あきる野市

(議決事件)

第 14 条 議会は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができます。

＊ ＊ 摘要条例 ＊ ＊

・あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例（令和 3 年 7 月 13 日条例第 14 号）

議決すべき事件は、第 8 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備する介護老人福祉施設の用地として御堂中学校西側市有地を売り払うこと(予定価格 2,000 万円以上で 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係

るものを除く。)又は貸し付けることとする。

<解説>

()内の除外事項があるのは、これに関してはどこの自治体も共通の地方自治法第96条第1項第5号に基づき別の条例で定めているため。

新たな条例制定で、第8期の福祉施設の用地として市の用地の使用はその面積に関わらず議会の議決が必要と言う事になった。

◇逗子市

(議会の議決事件)

第10条 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件は、別に条例で定める。

摘要条例

逗子市総合計画策定条例(平成26年11月27日逗子市条例第29号)

第4条 市長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

◇鎌倉市

(議決事件の追加)

第8条 法第96条第2項の規定に基づいて議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。

摘要条例

- (1) 名誉市民の選考; 鎌倉市名誉市民条例(昭和26年10月条例第43号)
- (2) 基本構想又は基本計画の策定又は変更; 鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)

電話での確認レベルでは、例えば逗子市の病院誘致などこの条項に基づいて決めた市政重要施策の議決条例は逗子市も鎌倉市も無いが、必要に応じて決めることが出来る。

